



市議会だより

編集・発行／芦屋市議会

〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号 TEL: 0797-38-2001
ホームページアドレス <http://www.city.ashiya.lg.jp/shisei/shigikai/>

2月号

No. 91

～熱中☆瞬間～

磨きをかける心技体

潮見中学校剣道部（部員数23名）は、顧問の林先生、小嶋先生、梁先生、岡野コーチの指導のもと、市内大会優勝を目指し、日々練習しています。周りへの気遣いや声かけを忘れずに、礼儀正しく、きれいな剣道を心がけながら、心技体に磨きをかけていきます。



12月定例会 Contents

- 第4回定例会のあらまし P2
- 賛否の分かれた議案 P3
- 付議事件等の審議結果・議会日誌等 P3
- 一般質問・可決した意見書 P4～6
- 議会報告会・議員研修会等 P7
- 議会クイズ・3月定例会日程（予定）等 P8

～芦屋市議会は、市民の皆さまにより分かりやすく、親しまれる議会だよりを目指しています。ぜひ皆様のご意見をお聞かせください～ 芦屋市議会事務局 TEL 0797-38-2001（直）



潮見中学校剣道部

芦屋市いじめ問題対策 連絡協議会等条例を可決へ

「女性が輝く社会」の実現に関する意見書を全会一致で可決

第四回

定例会のあらまし

平成二十六年第四回定例会は、十一月二十五日から十二月十九日までの二十五

日間の会期で開催しました。定例会には市長から、報告案件二件のほか、人権擁護委員の候補者推薦の人事案件一件、芦屋市附属機関

の設置に関する条例の一部改正、芦屋市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定、芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正、

芦屋市国民健康保険条例の一部改正など、計二十五件の議案の提出がありました。

これらの議案のうち、附属機関の設置に関する条例

の一部改正は、保有土地活用事業者選定委員会と教育・保育施設整備事業者等選定委員会を新たに設置するものです。

いじめ問題対策連絡協議

会等条例の制定は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめ問題対策に

関する連絡協議会や審議会、いじめ問題調査委員会を新

たに設置するものです。

市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正は、

翠ヶ丘町の市営住宅の建て替えに伴うものです。

国民健康保険条例の一部改正は、出産育児一時金の

支給額の改定や、後期高齢者支援金等賦課限度額および介護納付金賦課限度額を

改めるものです。

市長提出議案については、各常任委員会で慎重、詳細な審査を行い、いずれも同意、承認あるいは可決され

ました。

その他「年金削減の中止を求める意見書の提出を求める請願」が提出され、付託された常任委員会の審査を経て、本会議で賛成少数

で不採択となりました。

また、議員提出議案のうち、「女性が輝く社会」の実現に関する意見書、「徳重光彦議員に対する問責決議」の二件がいずれも可決

され、「芦屋市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について」は、閉

会中に継続して審査を行うこととなりました。

各議案の議決状況は三면（付議事件等の審議結果）のとおりです。

各議案の議決状況は三면（付議事件等の審議結果）のとおりです。



建て替え後の翠ヶ丘町の市営住宅

賛否の分かれた議案

芦屋市議会では、賛否の分かれた議案に対する議員個人の賛否を市議会だよりに、すべての議案に対する議員個人の賛否については、市議会ホームページで公開しています。今回賛否の分かれた議案及び採決の結果は下記の表のとおりです。

全ての議案等の結果については次ページ「付議事件等の審議結果」をご覧ください。

会派	あしや未来の会			日本共産党		公明党		あしや新風会		創政クラブ		新社会党		無所属		議決結果							
議員	青山	福井美奈子	畑中俊彦	中島健一	重村啓二	松木義昭	平野貞雄	木野下章	森しずか	徳田直彦	梶山和也	田原俊彦	長谷基弘	いとうまい	都筑省三		長野良三	前田辰一	山口みさえ	寺前尊文	徳重光彦	中島かおり	
第67号議案	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	可決（賛成19人、反対1人）	
第69号議案	○	○	○	—	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決（賛成17人、反対3人）
第85号議案	棄	○	棄	—	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	可決（賛成15人、反対2人、棄権3人）
第86号議案	棄	○	棄	—	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	可決（賛成15人、反対2人、棄権3人）
第88号議案	○	○	○	—	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	可決（賛成15人、反対5人）
第89号議案	×	×	×	—	×	×	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	○	○	×	×	○	可決（賛成12人、反対7人、棄権1人）
請願第30号	×	×	×	—	×	×	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	不採択（賛成5人、反対15人）

* ○…賛成、×…反対、欠…欠席、棄…棄権、—…議長（議長は表決に参加しません。）

議会日誌 11月～1月

【11月】

- 4日 ▶ 代表者会議
▶ 議会報告会
- 5日 ▶ 議会運営委員会
- 6日 ▶ 議会報告会
- 8日 ▶ 議会報告会
- 11日 ▶ 議員研修会
▶ 民生文教常任委員会
- 19日 ▶ 議会改革特別委員会
- 21日 ▶ 議案説明会
▶ 議会運営委員会
▶ 代表者会議
- 25日 ▶ 本会議（定例会第1日）
提案説明等
▶ 総務常任委員会
- 28日 ▶ 全体協議会
▶ 議案説明会
▶ 議会運営委員会

【12月】

- 1日 ▶ 本会議（定例会第2日）
委員長報告、提案説明等
- 2日 ▶ 建設公営企業常任委員会
- 3日 ▶ 民生文教常任委員会
- 4日 ▶ 総務常任委員会
- 5日 ▶ 民生文教常任委員会
- 8日 ▶ 議案説明会
▶ 議会運営委員会
- 9日 ▶ 本会議（定例会第3日）
一般質問
- 10日 ▶ 本会議（定例会第4日）
一般質問
- 11日 ▶ 本会議（定例会第5日）
一般質問等
- 12日 ▶ 総務常任委員会
総務常任委員協議会
- 15日 ▶ 建設公営企業常任委員会
- 17日 ▶ 総務常任委員協議会
- 18日 ▶ 民生文教常任委員会
▶ 議会運営委員会
▶ 代表者会議
- 19日 ▶ 本会議（定例会第6日）
委員長報告、討論、表決
▶ 議会報編集委員会

【1月】

- 6日 ▶ 議員研修会
- 14日 ▶ 市営住宅等大規模集約事業
調査特別委員会
- 16日 ▶ 総務常任委員会
- 20日 ▶ 議会報編集委員会
▶ 議会運営委員会
- 22日 ▶ 議会報編集委員会
▶ 民生文教常任委員会
- 28日 ▶ 総務常任委員会

付議事件等の審議結果

議案番号	件名	結果
報告4	芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	承認
報告5	平成26年度芦屋市一般会計補正予算（第3号）	承認
67	芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	可決
68	人権擁護委員の候補者の推薦につき市議会の意見を求めることについて	同意
69	芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
70	芦屋市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について	可決
71	芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
72	芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
73	あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
74	芦屋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の制定について	可決
75	芦屋市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	可決
76	芦屋市立すすく学級の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
77	芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	可決
78	芦屋市風致地区内における建築等の規制に関する条例の制定について	可決
79	芦屋市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	可決
80	平成26年度芦屋市打出芦屋財産区共有財産会計補正予算（第1号）	可決
81	平成26年度芦屋市病院事業会計補正予算（第1号）	可決
82	あしや市民活動センターの指定管理者の指定について	可決
83	社会福祉法人に関する事務の委託の廃止に関する協議について	可決
84	三条デイサービスセンターの指定管理者の指定について	可決
85	財産の取得について	可決
86	財産の処分について	可決
87	阪神水道企業団を組織する地方公共団体の数の増加及び同企業団の規約の変更に関する協議について	可決
88	平成26年度芦屋市一般会計補正予算（第4号）	可決
89	芦屋市一般職の職員の給与に関する条例及び芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
議員提出	24 「女性が輝く社会」の実現に関する意見書	可決
	25 芦屋市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について	継続審査
	26 徳重光彦議員に対する問責決議	可決
請願	30 年金削減の中止を求める意見書の提出を求める請願	不採択

（※1） 継続審査とは、会期中に議決に至らなかった議案を、閉会中及び以下の会期に審査を継続させること。
議案を継続審査とするためには議会の議決を必要とする。

陳情 No. 22 政務活動費収支報告書、会計帳簿のウェブサイトでの公開を求める陳情書（総務常任委員会）（※2） 結論を得ず

（※2） 陳情は（ ）内の委員会審査の結果で、本会議の結果ではありません。

賛否の分かれた議案

一 討論内容紹介

賛否の分かれた議案の討論を要約してお伝えします。
今回は第85号議案および第86号議案を取り上げます。両案は、高浜町1番にある芦屋学園グラウンド用地を市営住宅等大規模集約事業の事業用地として取得し、県企業庁から取得した陽光町8番1の土地を、その代替用地として処分するものです。採決結果は2面「賛否の分かれた議案」ととおりです。

85・86号議案

賛成

両議案は一体のものであり、一つの契約とすべきではないか。市は、議会が安心して賛成できるように契約内容をよく吟味し、移転補償についても、しっかりと交渉していただきたい。また、芦屋学園に市の意向を十分に酌みとっていただき、今後も学校用地として継続してもらいたい。

85・86号議案

反対

地目が宅地であることを見ても、陽光町で市営住宅等の大規模集約事業は可能であったのではないかと。芦屋学園グラウンド用地を約36億円で購入し、陽光町8番1の土地を約24億円で売却すると、土地代の差額が約12億円となり、市にとっては非常に大きな負担であるため反対する。